

2012年6月26日

平成23年度監事監査報告

監事 鈴木 実

監事 市村 泰男

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、機構と略）は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、第三期中期計画（平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間）の第1年目にあたる平成23年度業務を実施した。監事は、機構の平成23年度の業務に関して、以下に述べる監査の方法および監査の重点をもって監査を実施した。

監査結果として、機構では法令等に則った適正かつ効率的、効果的な業務運営が行われていると考えるが、今後とも役職員が一体となって国民の期待に応えるよう更に努力していく必要がある。

1. 監査の方法

機構の監事監査規程などに定めるところに従い、役員会その他主要会議へ出席すると共に、定期監査等において機構の各部等から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外事務所や国内事務所への実地監査を行い、詳細な検討を行った。また、独立行政法人通則法第38条第2項に規定する財務諸表及び決算報告書については、機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査報告の説明を受けるなどして検討を加えた。

2. 監査の重点

(1) 法令の順守状況

各種業務は、関係諸法令及び内部規程に従って適正に実施されているか。

(2) 中期計画及び年度計画

第三期中期計画や平成23年度計画に基づき作成された部門ごとの計画と目標は、適切かつ健全に設定されているか、また各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。

(3) 各種指摘事項への対応

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月）や事業仕分け会議（平成21年11月、22年4月）等で指摘された諸事項への対応が図られているか。

(4) 業務運営の効率化と事務の能率化

各種事業・事務の効率化・能率化が図られているか。

(5) 財務の健全性

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確保されているか。

3. 監査の結果

(1) 平成23年度決算

平成23年度の収入(経常収益)は総額288億1,100万円であった。このうち運営費交付金が206億1,700万円で、収入総額の71.6%を占めている。補助金等収益は28億9,100万円(同10.0%)であった。受託収入は19億1,800万円(同6.7%)でそのうち、17億1,900万円が国からの受託であり、残りの1億9,800万円が民間等からの受託であった。また業務収入は27億6,400万円(同9.6%)であった。

一方、支出(経常費用)は総額287億3,100万円であった。内訳は業務費が268億9,800万円(支出総額の93.6%)、一般管理費が17億4,800万円(同6.1%)であった。

会計監査人からは、機構が提出した貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書等を監査の結果、無限定適正意見の報告がなされており、監事としても同意見である。

(2) 経費の節約

平成23年度の一般管理費及び業務経費の合計は、前年度比8.20%減となったが、これは第三期中期計画で定めた効率化目標(前年度比1.15%の減)を大幅に上回って達成しているが、今後ともコスト削減意識を持って業務を行う必要がある。

他方、機構の財務面については、国の財政負担によらない収入(自己収入)が、23年度は前年度に比べて約48億円減少した。この主な要因は上海万博関連の受託費や協賛金がなくなったためであるが、安定的な自己収入の確保に努めていく必要がある。

(3) 主要業務の実施状況

① 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

平成23年度の一般機械・部品、農林水産物・食品及びファッション・コ

コンテンツ等の分野を対象にした輸出商談件数及び成約件数は、それぞれ90,739件、20,936件と目標である50,000件、9,000件を大きく上回っている。

この理由としては、「機械・環境産業」、「農林水産・食品」、「生活文化産業」からなる産業別体制を構築して、企業に対して従来以上に一貫した支援を提供できる体制を整えたことや、海外見本市出展事業やミッション派遣事業、海外コーディネーター事業、輸出有望案件発掘専門家事業等の各種事業ツールを有機的に連携させて具体的な成約に結びつくような商談機会を提供したことが挙げられる。

特に、農林水産・食品分野の輸出については、円高や原発事故による輸入規制や風評被害により日本製品の輸出が落ち込む中、24年1月に国内38箇所に「農林水産物・食品輸出相談窓口」を開設し、情報提供・相談体制の強化及び企業発掘からフォローアップまでの一貫支援を行った。

また、「おもてなしの心」を活用して海外展開を模索する日本のサービス産業の動きが活発化しているが、その支援のために小売・流通、飲食等の分野で米国及びベトナムへ視察ミッションを派遣したり、アジア諸国の法制度や消費者情報の提供などを行った。

更に、成長する中国市場開拓を支援するために、日本ブランドを売り込む「アジア・キャラバン」を実施したところ、約100社の雑貨、日用品、化粧品等のメーカー、輸出者が参加して好評を博した。

日本企業の新興国市場の進出支援面では、インドにおいては日本企業専用工業団地の整備に関して州政府と合意したり、ミャンマーにおいては、国家計画経済開発省と日本企業の対ミャンマー投資促進に関する覚書を締結するなど、ビジネス環境の整備に取り組んだ。

以上のように多岐に渡る事業を展開しているが、いずれの事業においても目標を大きく上回る利用者の役立ち度を得ている。

②対日投資拡大

平成23年度の対日投資の重点案件に係る支援企業数は、目標(600社)を上回る669社を達成している。また、ユーザーに対する役立ち度も、目標を上回る評価を得ている。第三期中期計画では、アジア地域統括拠点・研究開発拠点や雇用効果の高い案件の国内立地促進に取り組んでいる。23年度については、上半期は震災の影響もあり厳しい状況が続いたが、最終的に誘致件数は69社に達し、そのうち4社は工場等生産拠点であった。誘致成功案件の具体例としては住宅用・産業用グラスウール製造(フランス企業)、格安航空会社(マレーシア企業)、半導体及び電子機器・部品メ

か（シンガポール企業）などである。

③アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

平成23年度の調査・研究関連のサービスに対する定量的目標値であるウェブサイトへのアクセス件数や論文のダウンロード件数などは、いずれも目標を大きく上回っている。セミナー・シンポジウム参加者や図書館利用者への役立ち度も目標を達成している。

一方、日本・コロンビア経済連携協定や日EU経済連携協定については、調査、情報提供などを行っており、わが国の通商政策にも貢献している。また、アジア経済研究所が世界貿易機関（WTO）と共同で実施した研究に対しては、国連統計局や経済協力開発機構（OECD）などの国際機関や諸外国政府から高い関心が寄せられた。更に、TICADIVのフォローアップとして、日本人消費者のニーズに合ったアフリカ産輸出有望品の発掘を行ったが、これは日本企業の調達先の多角化にも寄与している。

④緊急時の対応

一方、機構は今回の東日本大震災に対しては、被災地企業、業界、自治体等への支援を行った。具体的には、各国の輸入規制や放射線量測定検査機関などの情報提供、外国政府・産業界向け説明会の開催、被災県産物の海外見本市での出展支援などである。

また、タイ洪水の際には、ウェブサイトや国内外に設置した相談窓口を通じて、洪水に関する最新情報の提供に加えて代替部品の輸入や労務問題に関する相談に対応した。更に、バンコク事務所がタイ政府に対して被災日系企業の支援等を申し入れたところ、その殆どがタイ政府によって実現された。

このように機構は、突発的な情勢変化に対しても内外からの期待に応えるべく、機動的な事業展開を行った。

（4）各種指摘事項への対応

独法の事務・事業の見直しの基本方針や事業仕分け会議等で指摘された事項を中心に、フォローアップ監査を行ったところ結果は以下のとおり。

i 給与水準の適正化の状況

<監査状況>

○23年度の人件費総額は、給与構造改革に加え、採用抑制、国

内外事務所での人員配置の見直し等で、基準年度の17年度に比べ14.0%減となり、6%削減するという総人件費改革の目標を大きく上回る削減を行っている。

○23年度のラスパイレス指数については、人事院勧告を踏まえた国家公務員とジェトロの給与改定時期の違いなどにより、123.8と前年度比0.9ポイントの増となった。

◎ラスパイレス指数の低減に向け、不断の取り組みを続けていくことが必要。

ii 随意契約の見直しを含めた入札・契約の状況

< 監査状況 >

○23年度の随意契約比率は、金額で4.8%、件数で11.3%となり、それぞれの目標値である金額比8.6%、件数比12.1のいずれも下回って目標を達成した。随意契約金額の比率が前年度に比して大きく下がった要因としては、政府間合意により実施者が定められている高額の特許家派遣契約がなくなったため随意契約金額が小さくなる一方で、麗水国際博覧会関連契約や管理的業務のアウトソーシング契約など大型入札により競争性のある契約が増加したことが挙げられる。

一者応札についても、公告期間の延長や競争参加資格の申請書類の削減等により、件数は22年度の21.2%から23年度には21.1%へと減少している。

◎随意契約及び一者応札の減少に向けて、契約監視委員会の意見も参考にして、今後も種々工夫していく必要がある。

iii 保有資産の見直し状況

< 監査状況 >

○不要財産として国庫納付を決定している3箇所の職員住宅については、23年度中に2箇所について国庫納付が完了した。残り1箇所については、東日本大震災の被災者を受け入れ中で返納に向けた作業が中断している。

○仕分け会議で指摘のあったジェトロ会館は、平成24年2月に現物国庫納付が完了した。

◎引き続き、保有資産の有効活用に組織的に取り組むとともに、処分することが決まっている保有資産については、処分を積極的に進めていくことが重要。

iv 内部統制の状況

< 監査状況 >

○理事長は、法人のミッションを役職員に共有するために、役員会、アウトカム向上委員会及びメール配信等を通じて、ジェトロを取り巻く国内外の情勢、経営理念、コンプライアンスを含む行動規範等を役職員に伝えている。

○四半期ごとに開催するアウトカム向上委員会においては、目標値の達成状況やリスク要因の把握を行うとともに、必要に応じてその対応策の検討と実施の決定を行っている。

○コンプライアンスについては、個人・企業情報の保護・守秘、情報セキュリティの確保、会計、文書・物品管理などの各種ルールの遵守状況の自己点検を国内外事務所で実施しているのに加えて、本部や海外調整センターによる出張指導や監査室による監査などのモニタリング活動を行っている。

また、コンプライアンスの基本となる各種規程類については適宜見直しを行っている。

なお、会計検査院の平成22年度決算検査報告において、機構に関する指摘事項はなかった。

◎内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員のモチベーション向上も勘案しながら、常に見直しを行って一層の充実・強化に取り組んでいくことが不可欠である。

以上